

令和 7 年 3 月 21 日
北海道森林管理局

職員の懲戒処分について

令和 7 年 3 月 21 日、下記のとおり職員の懲戒処分を行いました。

記

1 対象者及び処分の内容

職 名：森林管理署課長級職員（60 歳代、男性）
処分内容：「減給 1 月間 俸給の月額の 10 分の 1」

2 事実内容

上記職員は、令和 6 年 4 月に当時在籍していた北海道森林管理局管内の出先機関が入札を予定していた請負事業に関し、利害関係者に入札予定価格を漏えいしました。

上記職員の自供により入札は中止され、調査の結果、本事案は談合ではないと判断されましたが、この行為は、官職の信用を著しく傷つけ、官職全体の不名誉となる行為であることから、上記の処分を行いました。

【お問い合わせ先】

北海道森林管理局 総務企画部 総務課

担当：課長 信田、課長補佐 三上

電話：011-622-5232